



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月30日水曜日 第2323号外3

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則..... 1
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則.....12
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...14

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1118

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 木村 スズコ

平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第21条第5項の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（職員給与条例第20条及び附則第3項、教育職員給与条例附則第3項並びに特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）第1条に規定する職員並びに愛媛県教育委員会教育長を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける職員
- (2) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の適用を受ける職員
- (3) 愛媛県教育委員会教育長
- (4) 特別職に属する愛媛県職員
- (5) 国家公務員
- (6) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）
- (7) 他の地方公共団体の職員
- (8) 退職派遣者（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。）
- (9) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員又は職員

2 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成23年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定）

第2条 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号及び第4条において「企業職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職

員等として勤務した期間（以下この条において「特定企業職員等期間」という。）を除く。）

- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）若しくは自己啓発等休業期間（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間
 - (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
 - (4) 職員給与条例第13条、教育職員給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第24条、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）第3条第1項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）第3条第1項、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第3項若しくは教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第3項の規定により給与を減額された期間若しくは法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間
 - (5) 職員給与条例第12条若しくは教育職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
 - (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
- 2 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（特定企業職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.38を乗じて得た額（第5条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの（改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第3条 改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第4条 改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、企業職員等とする。

- 2 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 3 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員等に係る給与に関する規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第5条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1119

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第1号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第3号並びに附則第9項第2号及び第12項第2号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「<u>係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる</u></p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第3号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</p>

場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは「給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは「給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の

区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特勤手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた扶養手当」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日を受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任

区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特勤手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第87号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 省略

(3) 省略

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員 以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項」に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日を受けていた」と、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任

用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項 _____ 中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と、前項各号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項各号 _____ の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

附 則

7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特地勤務手当等に係る第3条第2項（同条第3項第4号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4条第2項（同条第3項第1号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替	読み替える字句
---------	-----	---------

用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項（前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」と、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項 _____ に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号又は第3号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

附 則

7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特地勤務手当等に係る第3条第2項（同条第3項第4号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4条第2項（同条第3項第2号（同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替	読み替える字句
---------	-----	---------

	られる字句			られる字句		
省略				省略		
第3条第3項第4号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「読替え後の第3条第2項」という。）、第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、 <u>第4条第3項第1号</u> の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「読替え後の第4条第2項」という。）、第4条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項、第4条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項及び第4条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項	省略			第3条第3項第4号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「読替え後の第3条第2項」という。）、第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、 <u>第4条第3項第2号</u> の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「読替え後の第4条第2項」という。）、第4条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項、第4条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項及び第4条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項	省略	
省略				省略		
第4条第2項	受け てい た給 料及 び扶 養手 当	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料の月額及び <u>条例第11条の3第1項</u> に規定する異動又は公署の移		第4条第2項	受け てい た給 料及 び扶 養手 当	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料の月額及び <u>同項</u> に規定する異動又は公署の移

		転の日に受けていた扶養手当
省略		

		転の日に受けていた扶養手当
省略		

9 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第2項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に特定職員（条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であつて、その日が当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の日であるものに限る。）当該各号に定める日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員とみなす。この場合において、前項第1号中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この号において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「同日において」とあるのは「当該各号に定める日において、同日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「当該各号に定める日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 第3条第2項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項第1号中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この号において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「同日において」とあるのは「当該各号に定める日において、同日に係る給料月額について平成23年改正条例の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「当該各号に定める日に係る給料月額について平成23年改正条例の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

10 次の各号に掲げる職員に対する附則第8項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第8項第1号中「給料月額の」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額の」と、「同条第1

9 第3条第2項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に特定職員（条例附則第15項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であつて、その日が当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の日であるものに限る。）は、当該各号に定める日において条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項第1号中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この号において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同条第1項」とあるのは「第3条第1項」と、「同日において」とあるのは「当該各号に定める日において、同日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「当該各号に定める日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

10 次の各号に掲げる職員に対する附則第8項（前項 〃 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第8項第1号中「給料月額の」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額の」と、「同条第1

数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、前項各号の規定により読み替えて適用する附則第8項第1号中「給料月額」とあるのは「給料月額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、「当該各号に定める日において」とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」とする。

12 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に特定職員であつて、その日が当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の日であるものに限る。）当該異動又は公署の移転の日において条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給される職員とみなす。この場合において、前項中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同日において」とあるのは「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において、同日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「同項に規定する異動又は公署の移転の日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同日において」とあるのは「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において、同日に係る給料月額について平成23年改正条例の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、前項の規定により読み替えて適用する同号中「給料月額」とあるのは「給料月額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」と、「当該各号に定める日において」とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額」とする。

12 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に特定職員であつて、その日が当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の日であるものに限る。）は、当該異動又は公署の移転の日において条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給される職員とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「同日において」とあるのは「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において、同日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合に」と、「同日における」とあるのは「同項に規定する異動又は公署の移転の日に係る給料月額について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同日における同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、前項各号の規定により読み替えて適用する附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において、とあるのは「同日において、と、「同項」とあるのは「条例第11条の3第1項」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同日における同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、前項の規定により読み替えて適用する附則第11項中「給料月額に当該」とあるのは「給料月額を条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」と、「条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において、とあるのは「同日において」と、「給料月額減額基礎額に当該」とあるのは「給料月額減額基礎額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額に当該」とする。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1120

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1027）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受け</p>	<p>（平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受け</p>

る給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（切替日以降に第1号から第4号までに掲げる場合に該当することとなった職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員である者を除く。））にあっては当該各号に定める額に100分の99.16を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表(一)等適用職員」という。）を除く。以下同じ。）である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者又は医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員以外の職員である者を除く。））にあっては当該各号に定める額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）附則第15項の表又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が職員給与条例附則第15項の表又は教育職員給与条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「減額対象職員」という。））にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 省略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（減額対象職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日）以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た

る給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（切替日以降に第1号から第4号までに掲げる場合に該当することとなった職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員である者を除く。））にあっては当該各号に定める額に100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表(一)等適用職員」という。）を除く。以下同じ。）である者（同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者又は医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。）及び同日の翌日以降に第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの（同日において減額改定対象職員以外の職員である者を除く。））にあっては当該各号に定める額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）附則第15項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては

_____、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) 省略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては

_____、当該額に100分の99を乗じて得た

額)を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 省略

(平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額は100分の99.16を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(減額対象職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(減額対象職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象職員となった場合にあっては、減額対象職員となった日)以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

(端数計算)

第6条

平成17

年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもってこれらの規定による給料の額とする。

額)を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 省略

(平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とし、当該職員以外の職員のうち、平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額は100分の99.65を乗じて得た額とし、同日において減額改定対象職員以外の職員である者及び同日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に平成21年改正条例の施行の日において減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。第3項において同じ。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては

、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2・3 省略

(端数計算)

第6条 職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について、平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもってこれらの規定による給料の額とする。

附 則

- この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 平成23年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1120)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

○愛媛県人事委員会規則7-1121

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

愛媛県人事委員会委員長 木村 スズコ

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の期間の全部又は一部が基準日以前 6 箇月以内の期間に含まれる場合における当該育児休業の期間が 1 月以下である者を除く。)及び第 2 条第 8 号に掲げる職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員 _____</p> <p>_____及び第 2 条第 8 号に掲げる職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、平成23年12月 1 日から施行する。